

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者確約書

年 月 日

大阪市長

申請者 所在地
(事業者)
名称
代表者 (役職名)
(氏名)

大阪市在宅人工呼吸器使用者電源確保支援事業の代理受領に係る事業者登録等に関する要綱（以下、「要綱」という）第3条に基づく事業所の登録の申請に当たり、「物品の納品に関する契約において、債務不履行又は契約義務違反の事実がないこと」を申し立てるとともに、下記の各事項を遵守することを確約します。

記

(基本的事項)

- 1 大阪市人工呼吸器使用者電源確保支援事業の購入費の支給対象となる電源装置（以下「用品」という。）の販売に当たっては、関係法令、この要綱及び大阪市人工呼吸器使用者電源確保支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）を遵守すること。
- 2 支給申請者及び支給決定者の意思及び人権を尊重し、常に支給申請者及び支給決定者の立場に立った用品の販売等に努めること。

(見積書の発行)

- 3 用品の販売を支給申請者から依頼された場合は、「見積書」を支給申請者に発行すること。

(見積書の内容変更)

- 4 用品に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更の内容を、見積書を発行した支給申請者に連絡すること。

(届出事項)

- 5 要綱第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合、「大阪市人工呼吸器使用者電源確保支援事業代理受領事業者登録変更届出書」（様式第6号）により、市長に届け出ること。
- 6 事業所を廃止した場合には、「事業者登録辞退届」（様式第7号）により、市長に届け出ること。

(代理受領による請求及び支払い)

- 7 実施要綱第 11 条に定める代理受領の規定に基づき、支給決定者に代わり購入費の請求及び受領を行なう場合は、支給決定者から購入費の請求及び受領に関する委任を受けなければならないこと。
- 8 実施要綱第 11 条に定める代理受領の規定に基づき、支給決定者に代わり購入費の請求及び受領を行なう場合は、支給券に記載された支給決定者の負担すべき額（以下、「自己負担額」という）を徴収の上で用品の引き渡しを行い、当該支給決定者の受領の確認がなされた支給券及び委任状の引き渡しを受けなければならないこと。
- 8 支給決定者から自己負担額を受領したときは、領収書を交付しなければならないこと。
- 9 購入費の請求をするときは、引き渡しを受けた支給券及び委任状を添付して、市長に請求し、市長は請求があったときは、内容を審査した上、適正と認めたときには請求書を受け取った日から 30 日以内に支給券に記載された公費負担額を、登録事業者に対し支払うものとする。
- 10 前項の規定による支払いがあったときは、当該支給決定者に対して購入費の支給があったものとみなすこと。

(不正利得の返還)

- 11 購入費を不正又は不当に請求受領した場合において、本市へ購入費として交付した金額の一部又は全部を返還すること。
- 12 本市から購入費の返還を求められた場合は、速やかに返還すること。

(登録事業者の遵守事項)

- 13 次の各号に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 支給申請者及び支給決定者の意思及び人権を尊重し、常に支給申請者及び支給決定者の立場に立った用品の販売等に努めなければならない。
 - (2) 個別の支給決定内容を実施できない事情が生じたときは、速やかに支給決定者及び大阪市へ報告し、その指示に従わなければならない。
 - (3) 支給決定者に対して提供する用品の仕入れ・発注・納品に係る記録を作成のうえ、これを納品日から 5 年間保存しなければならない。
 - (4) 支給申請者、支給決定者、又はその家族（以下、「関係者」という）からの苦情又は相談があった場合、関係者の状況を詳細に把握し、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行わなければならない。また、苦情に対しては、関係者の立場を考慮しながら、事実関係の認定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行わなければならない。そのほか、登録事業者において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を関係者の立場に立って検討し、対処しなければならない。
 - (5) 用品の販売等の際に、登録事業者の責めに帰すべき事由により、関係者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、関係者に対してその損害を賠償しなければならない。
 - (6) 業務上知り得た関係者の個人情報保護に十分留意しなければならない。

- (7) 業務に関して市長から指示があった場合、直ちにそれに従わなければならない。
- (8) 業務の履行にあたっては、関係法令や実施要綱を誠実に遵守しなければならない。

(登録の抹消)

- 14 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業所の登録を抹消すること。この場合において、解除により登録事業者に損害があっても、本市はその損害の賠償の責を負わないものとする。
- (1) 登録事業者が第4条の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 登録事業者が第11条の規定に違反したとき。
 - (3) 登録事業者が不正に購入費の請求を行ったとき。
 - (4) 登録事業者が法令、この要綱又は市長が業務に関し行う指示に従って適正な業務の運営をすることができないと認められるとき。
 - (5) 登録事業者が法令、この要綱又は市長が業務に関し行う指示に違反したとき。
 - (6) その他市長が登録を解除する必要があると判断したとき。

(暴力団等関与に対する登録の抹消)

- 15 大阪府警察本部からの通知に基づき、登録事業者が次の各号の一に該当するときは、登録事業者の事業の登録の抹消を行うこと。この場合において、解除により登録事業者に損害があっても、本市はその損害の賠償の責を負わないものとする。
- (1) 役員等（登録事業者が個人である場合はその者を、登録事業者が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。）。以下「構成員等」という。）であるとき。
 - (2) 構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
 - (4) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し又は使用しているとき。
 - (5) 暴力団又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
 - (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。
 - (7) 登録事業者の役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたとき。
 - (8) 登録事業者の役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(報告等)

- 16 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件

の提出若しくは提示を指示し、登録事業者若しくは登録事業者の従業者等に対し出頭を求め、又は当該職員や関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができること。

(有効期間)

- 17 この登録の有効期間は、登録決定日から登録決定日の属する年度の3月31日までとすること。
- 18 この登録有効期間満了日までに、本市、登録事業者双方から庸徳終了の意思表示がない場合は自動的に更新するものとする。
- 19 自動的に更新する場合の登録有効期間満了日は、更新前の期間満了日の属する年の翌年の3月31日とすること。

(協議)

- 20 この確約書に定めのない事項及び本確約書の内容に関し疑義が生じた場合は、本市、登録事業者協議の上定めるものとする。